

日本年金機構より「個人番号等登録届の提出のご協力」のお願い

日本年金機構において、基礎年金番号とマイナンバーを紐づけることができていない厚生年金被保険者が在籍する適用事業所の事業主に令和2年1月上旬頃に「マイナンバー未収録者一覧」及び個人番号等登録届が送られてきます（一覧に記載する被保険者がいない適用事業所の事業主には、当該一覧表は送付されません）。

今回送付される一覧には、基礎年金番号とマイナンバーを紐づけることができていない厚生年金保険被保険者の情報が記載されています。これらの方は、結婚・転居等で氏名や住所に変更があった場合に届出の省略ができず、事業主からの届出が必要になります。

以下、年金機構のホームページからの転載です。

1. 個人番号等登録届の提出について

「マイナンバー未収録者一覧」に記載されている被保険者について、基礎年金番号とマイナンバーを紐づけるため、「個人番号等登録届」の提出をお願いします。

(1) 提出方法詳細

ア. 事業主さまにおいて、「マイナンバー未収録者一覧」一式に同封しております「個人番号等登録届」(※2)にマイナンバー・性別等をご記入ください（被保険者本人にご記入いただくことも可能です）。

イ. 被保険者本人のマイナンバーカード等により、事業主さまにおいて、番号法に基づく被保険者の本人確認（身元確認・番号確認）をお願いいたします。

ウ. 「マイナンバー未収録者一覧」一式に同封しております「個人番号等登録届 総括表」に「個人番号等登録届」の提出件数、提出日、電話番号を記入の上、事業主記入欄に事業主印を押印してください。

エ. 「ア」で記入した「個人番号等登録届」を取りまとめ、「個人番号等登録届 総括表」とともに、令和2年2月28日までに、事業所を管轄する事務センターへ、郵送にて提出をお願いいたします。

(※2) 今回お送りした「個人番号等登録届」には、あらかじめ被保険者の基礎年金番号・氏名・生年月日が印字されております。

(2) 事業主さまからのご提出が困難な場合

「マイナンバー未収録者一覧」一式に同封している被保険者向けリーフレット「個人番号等登録届の提出のお願い」(別紙4)及び「個人番号等登録届」を被保険者本人にお渡しいただき、「個人番号等登録届」をお近くの年金事務所（全ての年金事務所にご提出可能です。）へ提出するようご案内ください。

2. 氏名・住所等の変更届の提出について

(1) 「マイナンバー未収録者一覧」に記載されている被保険者の「氏名」「性別」「生年月日」「住所」(以下「4情報」という。)をご確認ください。

(2) 「マイナンバー未収録者一覧」に記載されている4情報は、令和元年10月時点で機構に登録されている情報ですが、貴事業所で把握している正しい情報と相違している場合、管轄の事務センターに該当の変更届をご提出ください。

※ 「マイナンバー未収録者一覧」に記載されていない場合でも、住民票をお持ちでない海外居住・短期在留外国人の被保険者については、届出の省略ができませんので、引き続き氏名・住所変更届のお手続きが必要です。

※ 既に正しい氏名・住所変更届をご提出済の場合、行き違いですのでご了承ください。